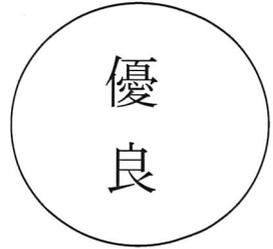


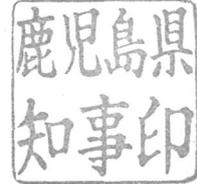
# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 大分県大分市豊海五丁目4番6号  
 氏 名 井上化学工業株式会社  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 清水貴之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和4年6月18日  
 許可の有効年月日 令和11年6月17日

1 事業の範囲  
別表のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）  
なし

3 許可の条件  
なし

4 許可の更新又は変更の状況

更新許可	平成10年6月18日	
変更届出	平成13年6月14日	住所を「大分県大分市大字畑中459番地の1」から「大分県大分市豊海五丁目4番6号」に変更
変更届出	平成14年10月4日	法人の代表者を「井上徹」に変更
更新許可	平成15年6月18日	
変更許可	平成20年1月11日	取り扱う産業廃棄物の種類に「廃油（次のものを含むことのみにより有害なものに限る。ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン）、廃酸（次のものを含むことのみにより有害なものに限る。有機燐化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジク

鹿児島知

		<p>ロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、 廃アルカリ (次のものを含むことのみにより有害なものに限る。有機燐化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、 銻さい (次のものを含むことのみにより有害なものに限る。セレン又はその化合物)、 ばいじん (次のものを含むことのみにより有害なものに限る。セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、 燃え殻 (次のものを含むことのみにより有害なものに限る。セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、 汚泥 (次のものを含むことのみにより有害なものに限る。有機燐化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、 廃石綿等」を追加</p>
更新許可	平成20年6月18日	
優良確認	平成23年12月12日	
変更許可	平成25年6月26日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥」に「1,4-ジオキサン」を追加
更新許可	平成27年6月18日	
優良認定	平成27年6月18日	
変更届出	令和元年7月16日	法人の代表者を「井上徹」から「清水貴之」に変更
更新許可	令和4年6月18日	
優良認定	令和4年6月18日	

5 鹿児島市積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

「優良」の表示は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

(別表)

事業の範囲	
収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）	
取り扱う産業廃棄物の種類	
廃油	揮発油類、灯油類及び軽油類又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン
廃酸	水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類、1,4-ジオキサン
廃アルカリ	水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類、1,4-ジオキサン
鉱さい	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物
ばいじん	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類
燃え殻	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類
汚泥	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類、1,4-ジオキサン
感染性産業廃棄物	
廃石綿等	

